

日本福祉施設士会 令和3年度事業計画

国連は2030年度までの「持続可能な開発目標（SDGs）」を示し、誰一人取り残さない社会を実現するための取組を進めている。一方、現在わが国では「地域共生社会」の実現に向け、住民や関係者等の多様な主体がつながり、地域を共に創るための活動が推進されている。これらは社会福祉のあり方に共通する考え方であり、福祉施設士には、法人や施設の運営とともに、これらの施策に積極的に取り組む実践者として力を発揮し、地域に積極的に貢献していくことが求められている。

現在本会は、組織活力の低下、会員数の減少に直面するなど、「福祉施設士」の認知度についても十分とは言いがたい現状にあり、これらの課題を克服し、会の進むべき方向性をあらためて見据えることが重要である。これまで以上に会員一人ひとりの実践力を高めるための研修事業の充実を図り、「福祉施設長」が社会全体の福祉向上に寄与しその成果を発信するという本来目標のために取り組んでいく必要がある。

前年度は、新型コロナウイルスの未曾有の感染拡大が起こり社会経済に大きな混乱が生じ、我々の事業活動も大きな制限を受けることとなったが、本年度は、その分を取り戻すべく、WEB研修・会議の活用を図りながら活動を継続していきたい。

本会ではこうした情勢認識に立ち、以下の事業に取り組む。

令和3年度事業の重点

(1) 会の今後のあり方についての検討の実施

会の現状について把握する実態調査等から、10年後を見越した会の活性化や今後の方向性について引き続き検討する。

(2) 生涯研修事業の見直し検討をふまえた事業の実施

研修会の地方開催やWEB研修の活用を図るなど、会員相互のつながりの強化とともに、参加拡大と効果的な生涯研修事業の実施について取り組み、成果を得る。

(3) 組織体制と事業の見直し、財務状況の健全化にむけた取り組み推進

財務状況をふまえ、引き続き組織体制や事業全体の見直しについて検討を進め、WEBツールの活用による事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 調査研究事業の充実

(1) 「施設長のための業務チェックリスト（仮称）」の発行

「施設長のための業務チェックリスト（仮称）」については、「福祉施設士行動原則」の実践チェックリストとなるようリニューアルして発行し、施設長の業務の見える化を図り、もって施設長の資質向上に寄与する。

(2) 実態調査及び会の今後のあり方についての検討の実施

昨年度から継続して、10年後を見越した会の今後のあり方について検討し、年度中に実施できるものはその具体化を図る。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、種

別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」の今日的な役割の発揮について、社会福祉法人・福祉施設関係者に周知、理解促進を図り、もって資格と本会に対する社会からの認知向上を図る。

2. 生涯研修事業の推進

施設の経営管理に必要となる知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上を目的とした研修会を開催する。本年度は、特に施設長実学講座についてWEB開催を実施し、参加者増や効果的な生涯研修事業の実施について取り組む。

(1) 施設長実学講座の開催（計5回）

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

テーマは仮称：内容により設定
WEB等により実施する

(第1回)「働き方改革と労務管理について」

令和3年7月

(第2回)「災害対策と危機管理について」

令和3年8月

(第3回)「SDGsの視点を踏まえた地域共生社会の実現について」

令和3年10月

(第4回)「施設を守るための法務課題への対応と危機管理について」

令和3年11月

(第5回)「基礎から学ぶ会計実務について」

令和3年12月

(2) 第42回全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第42回全国福祉施設士セミナー」を開催する。

テーマ：「将来的に持続可能な施設運営について考える

～新しい生活様式を踏まえた福祉サービスの充実を図るには～（仮称）」

開催期日：令和3年9月

会場：WEBによる実施

定員：300名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。

(4) 研修事業参加促進策の実施

福祉施設士の生涯研修への参加を推進するため、WEB研修を活用した参加機会の拡

大と各都道府県組織と連携した参加勸奨を実施する。

3. 広報・情報提供体制の強化

各種制度・施策にかかる情報提供をはじめ、福祉施設の日常的な運営管理に活用できるマネジメント手法や、会員施設の実践と工夫点等を共有する。また、「福祉施設士」の活動成果を社会福祉関係者及び社会に周知する取り組みを強化する。

(1) 会報「福祉施設士」の発行（年間6号）

会報「福祉施設士」を隔月で発行する。テーマに沿った会員実践を特集として紹介するとともに、組織や地域の牽引役の自覚を高める「来たれリーダーたち（仮称）」や、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上をはかる「誌上講座」を連載する。また、ブロック・都道府県組織活動や本会事業についての情報提供を行う。会報は発行後、PDFファイルにてホームページで公開する。

（主な誌面構成）

○「来たれリーダーたち」

人・組織・地域の成長を導くリーダー像を描きながら、福祉施設士に求められる考え方や行動について有識者からの提言を行う。また、福祉施設士会の長所について紹介し、会員増につなげる。

○「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士への想いや具体的な取り組みなどについて、会員個々人の歩みを踏まえて発信する。

○「特集」

年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、コロナ禍への対応を含めた会員実践をはじめ、福祉施設管理者に求められる共通的な知識・技術等を学ぶ。

○「誌上講座」

人事、労務、財務等、福祉施設の経営管理に求められるマネジメントの事例やポイントを発信する。

○「あんでな」、「DSWI スクエア」

本会事業（会議、研修会）や都道府県組織活動の情報を発信する。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業およびブロック・県組織の活動等について、ホームページを活用して発信する。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行する。日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、「リレーコラム」、その他時宜に合った情報提供を掲載する他、随時臨時号を発行し、研修等の案内周知にも活用する。

(4) ホームページの活用促進

掲載する情報の精査や追加等、ホームページの活用推進について検討を行い、掲載情報等の充実を図る。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

「施設長のための業務チェックリスト（仮称）」として実践のポイントを取りまとめ、普及と活用促進を図る。

会報「福祉施設士」にて、年間を通じて会員施設の取り組みを掲載する。また、「福祉施設士行動原則」に示した各姿勢・行動にかかる会員実践を収集・発信するとともに、調査研究事業等を通じて、同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向についても把握し、会員実践の発信を強化する。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進に資するため、会員の取り組み状況および同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(3) 福祉 QC 活動

以下の研修会等を行う。

① 「第 25 回『福祉 QC』入門講座」の開催

開催期日：令和 3 年 9 月

会 場：WEB による実施

定 員：90 名

内 容：福祉 QC 活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ

② 「第 31 回『福祉 QC』全国発表大会」の開催

開催期日：令和 3 年 11 月下旬

会 場：全社協・会議室

定 員：WEB 等による実施

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかる QC サークル活動事例

③ 「福祉 QC」を用いた活動実践の共有

「福祉 QC」を用いた活動実践を収集し、会員間で共有することで、福祉 QC 活動の促進につなげる。

④ 改善（福祉 QC）活動個別指導講座

関東甲信越静ブロックにおける開催を支援する。

(4) 社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度をはじめ、各分野の制度改正の動きに適宜対応する。

5. 組織体制と事業の見直し、および財務状況等の健全化にむけた取り組み推進

入会および会員の定着促進、都道府県組織の基盤強化、財務状況の再建など直面する課題の解消にむけた取り組みを行うとともに、組織体制や事業の見直しについて議論を進める。

(1) 組織体制・事業の見直し、財務状況の健全化

本会の組織体制や事業の見直しについて継続的に検討を進めるとともに、WEBツールの活用を図りつつ引き続き財務状況の健全化、活動の活性化を図る。また、必要に応じて会費のあり方について検討を行う。

(2) 会員増に向けた取り組み

福祉施設長専門講座修了者に対して本会から入会の案内を行うとともに、都道府県組織を通しての加入促進を進める。

第44期（令和元年度）講座修了者に対しては、研修会の開催案内等を送付し、研修機会の提供と加入促進を図る。第45期（令和3年度）講座受講者に対して、会報誌や研修会開催案内等を送付し、修了後の入会につながるよう情報提供に努める。

全社協・出版部と協力して書籍の会員割引販売を期間限定で実施する。

地域における福祉施設士資格認知の向上に向けて、会員名刺や会員施設表示板の普及に努める。

(3) 都道府県組織の支援

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布する。また、ブロックセミナー開催に対する助成および本会役員の派遣を行う。

都道府県組織から活動計画・予算ならびに活動報告・決算の提出を求めた上で、都道府県組織強化に向けた助成の実施等について検討を行う。

(4) 会務の運営

代議員会、理事会および各委員会を開催する。また、全国社会福祉協議会の専門職員組織として、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会への委員としての参画を通じて、全社協事業へ参画する。